

房州の捕鯨

庄司恭子

安房国は、東側は太平洋に面して外房と呼ばれ、西側の内房は東京湾に面している。房州捕鯨の根拠地は江戸時代には内房の勝山浦、明治に入ると南下して館山港に移り、現在では外房に出ている。この根拠地の移動は、鯨の廻游の変化とそれに伴う漁法の変化を意味するものである。

宝永元年(1704)、房州に於ける捕鯨は企業として組織化された。安房國勝山村の醍醐新兵衛が元締となり、勝山村、岩井袋村の船持漁夫五十名を、大組、新組、岩井袋組の三組に組織した。

しかし、この鯨組(突組)成立以前に於いても房州で捕鯨が行われていた事を示す史料が二点存在する。一は、慶長十七年(1612)に安房の領主里見忠義が伊勢神宮の御師榎倉長兵衛に於て書状の写で、これには「領分之船鯨留候上壹疋之内より爲初尾壹尺八寸四方之皮壹枚宛可被取候事」と記されている。この書状の写は醍醐家に所蔵され、初穂献上の事は醍醐家によつて明治五年まで続けられていたと言う。二は、清水港沿革誌に「萬治元年、房州館山ヨリ捕鯨船入湊シ三保浦ニ捕鯨ノ準備ヲナス」と記されているもので、原史料ではないから確かな事は不明であるが、仮に捕鯨船という言葉が用いられてはいたとする。少くとも捕鯨を專業とする漁船があつたといい得るし、捕鯨組の存在も想像出来ない事はない。しかし、この二点の史料に現われた捕鯨が後の勝山に於ける突組といがなる関係を有するかを知る事は困難である。

日本の捕鯨の発祥地は、伊勢湾附近のようであるが、突組の成立の最古の地は紀州太地浦である。従つて、房州捕鯨業が紀州系統のものであると考える事は、江戸時代初期からの紀州漁民の房総漁場開拓という事実を考えあわせてみると、最も自然のようである。ことに捕鯨業は、一般的には「經營に多額の資金と各種の高価な生産手段を必要とするため、専門の捕鯨業者が断業に経験ある商業資本家||問屋でなければ、その実行殆んど不可能」(羽原又吉著『日本漁業』四九二頁)と考えるのが妥当であろう。勝山村にも、「醍醐さんは紀州から三十三人の一本差しの漁師を連れて來た」という伝説が残つてゐるが、これを実証すべき史料は全然ない。また、房州で行なわれた突取法は、延宝五年(1677)より西国で始められた網取法に較べて、その技術は「極めて單純故、社會經濟の發達が或程度迄進展するに至れば、かゝる方法が時を同うして二三ヶ所より發生する事は、往々にして有り得る」(伊豆川浅吉著『土佐』四四頁)と考えて然るべきである。

殊に勝山は房州でも最も古くから、又盛んに旗魚^{カジキマグロ}鮪^{ツキンボウ}の突棒(古くはあてんぼうと呼んだ)の行なわれた所であり、經營、技術の両面で、より初步的段階にあると考えられる旗魚突棒漁業の基礎の上に鯨突組が成立したのではないかと考えられる。

オ一に、使用した鈎は大小の違ひこそあれ、鯨鈎も鮪鈎も同型である事。舟は両漁業とも同じものを用いた事。更に房州の鯨鈎と西国の鯨鈎はやや型が異なる事。

オ二に、鯨漁業においては鈎及び舟は漁夫の所有のものである事。

オ三に鯨漁期中は他漁は禁止されたにかかわらず突棒漁のみは許されていた事。

以上の三点から、紀州から渡来した鯨漁専門の漁夫によつて始めて房州に捕鯨が開始されたとするよりは、むしろ突棒船がより合う型で小規

模な捕鯨が行なわれ、そこに何らかの型で紀州系の技術的刺戟が加わり、拡大し、突組の成立へと発展したのではないかと考えられる。しかし以上は、決定的な史料が存在しないので、単純な紀州伝來說に対する疑問を提出するという程度を出るものではない。

房州の捕鯨業は紀州・土佐・九州等の西国捕鯨に較べると小規模であるから、その経済的価値はさほど高いものではないが、西国捕鯨にみられない特殊性を持つ。捕獲の対象となつた鯨の種類は、西国の髪鯨と違ひ、^{ツチクジラ}と呼ばれる体長十メートル前後の小形の歯鯨である。このために技術的に、また經營の上に西国とは全く異つた方法がとられた。

鯨鯨は初夏に大島附近に来游し、盛夏房総半島南岸に接し、浦賀水道に達して旧盆過ぎには東進して勝浦沖より銚子沖を経て離岸していくようであるから、漁期は六月から八月であつて、西国のいわゆる上り鯨の冬・下り鯨の春の漁期とは反対である。漁場は東京湾口であるが、こゝには三百尋から五百尋の深みがあり、イカやアコウ鯛を主食とし深く潜水する鯨鯨は、この深みに沿つて廻游したから、網の使用は不可能で、このために房州では西国で行なわれた網取法へ發展する事なく、明治に至るまで突取法に終始した。また鯨が小形であるから、鋸、舟等も著しく小形で、「丹塗り舟」と歌われる様な捕鯨専用船は用いられず、肩五尺五寸程度の白木の普通の漁船（明治期にはこれを突棒船と呼んでいた）が用いられた。

勝山捕鯨業は鯨漁元締である醍醐新兵衛と、勝山村三十三艘、岩井袋村二十四艘の漁船と旗頭、世話人等の幹部と羽刺の縦勢五百余名の海上作業員および出刃組、釜前、人足など七十余名の陸上作業員によつて営なまっていた。

主な生産用具は船・鋸・綱であるが、元締は消耗品である綱を支給す

るのみで、船・鋸は漁夫所有のものであつた。元締は鯨漁期中は鯨組漁夫一人あたり一日五合の飯米を貸与するという型で支給し、この間の生活を保証した。捕獲した鯨は元締と鯨組漁夫が相対で価格を決定し、極めて廉い値段で元締が漁夫から買い取つた。この価格の見積りを勝負と呼び、一頭の見積代金二拾両以上を本勝負、二拾両以下拾両までを半勝負、拾両未満を無勝負とした。代金支払いは本勝負で拾両三分、半勝負で七両三分を必ず現金で支払い、残金は一日五合づゝ支給した飯米代として天引されたのである。この代金はさらに漁夫の間で代分けされたが、その他にも、赤肉を海上・陸上の作業員に分配した。この赤肉は、食用に適したものではなく、房州捕鯨經營の主目的は採油にあつたゆえ赤肉の経済的価値は微々たるものであつた。

従つて、どんなに低廉でも、一応元締は漁夫から漁獲物を買い取つたし、主要生産用具の負担者は漁夫であつたから、鯨漁經營の主体は、形式的には漁組漁夫であると言いうる。

しかし実際には元締は飯米支給および仕入金、越年資金の貸与によつて、漁獲物の脇売および仕入金を他の問屋から借り入れる事を厳禁し、さらに鯨組は株組織で世襲をたてまえとしていたので、ごく稀に起る構成メンバーの移動には元締の許可が必要であつたと言う。

一金貳千百七拾兩三分、仕入金并飯米代殘金

右者寶永元申年より文化十一戌年迄年々鯨船仕入金并飯米代殘金
ニ借用申候所實正明白ニ御座候。然る上へ鯨船元締其元株式ニ相違
無御座候先規通脇賣外仕入等決而致間敷候（以下略）

右は文化十二年の史料であるが、勝山村三十三艘の飯米代の不足分および仕入金の借金は二千百七十兩三分の高額にのぼつていた。このように鯨組漁夫を緊縛した資本は「江戸油問屋高利之金子」と記されている

如く、問屋の商業資本であった。

勝山藩は鯨運上と称する税を、本勝負半勝負の見積り額に応じてとりたてゝいたが、鯨組成立の頃から勝山村名主となり、後には大名主として村内に大きい勢力を持つていた元締醍醐新兵衛は、度々藩に御用金を調達していた。従つて鯨漁は藩財政にとつて重要な地位を占めるものであつたけれども、藩がその經營に積極的に参加した形跡を示す史料はない。しかし藩としても相当の保護を加えたであろう事は容易に想像され、寛政の頃には、勝山捕鯨組および元締の名で房州近海の鯨の捕獲権を獲得していたようである。

前記の勝山捕鯨のほかに、天保九年に開始された船形村（現在館山市）の捕鯨がある。これはこの年限りの操業でその後の事情は不明であるが、水戸藩當の網取法による、背美鯨を捕獲対象としたもので、房州においてこの様な方法の捕鯨が計画され、実施された事は興味がある。

この船形村捕鯨は別として、突取法によつた房州捕鯨は天保七年の捕獲頭数二十六頭をピークとして、嘉永年間から次第に衰微した。一方、元締はこの頃より蝦夷出漁を行つて、樺太北海道の鯨漁場開拓に努力するが、成功するに至らず、明治三年に、鯨漁休業という事態に陥り、明治四年には、従来の鯨組を解体し規模の縮小・規則の改正を行つたが、依然として休業に等しく、以後は房州に於けるアメリカ式捕鯨の試験に鯨組の幹部および少数の漁夫が参加するに過ぎない状態となり、大多数の漁夫は突棒、鰐釣、鮪繩等を主とした外房出漁、さらに三陸、東シナ海にまで出漁し、この方面に新たな路を求めて行つた。

幕末から明治にかけて、全国的に旧來の捕鯨組は営業不振に陥り、廃業・休業の組が簇出するが、その原因は鯨の沿岸廻游は望めなくなつて來、旧來の方法を以てしては捕獲出来ぬまでに資源が枯渇していた事に

ある。こゝに登場したアメリカ式銃殺捕鯨法は帆船により抹香鯨を追つて外洋をかけめぐる捕鯨法であつたから、当時の外国文明攝取の意気にもえていた人々が、これをとり入れようとしたのは当然であつた。しかし、アメリカの捕鯨船は、嘉永弘化のころ盛んに日本近海で操業し、抹香鯨をとり尽して、明治期にはすでに、いわゆる Japan ground は荒廃していた。

房州に於けるアメリカ式捕鯨の試みは、突取法の伝統と、東京に近いという地理的条件の為に、比較的長期に亘り、多くの人々によつて行なわれた。しかしこれは前述の漁場の荒廃と、さらには明治維新により、專業權及び漁夫を束縛した種々の旧秩序が崩壊し、漁場は混乱状態に陥つてゐた事、技術的に未熟であつた事等が原因して大成せずに終つた。ただ、この房州の捕鯨場が新しい技術の試験の場として果たした役割は注目される。

安政五年、元締新兵衛は北海道でアメリカ捕鯨を見聞し、実地に試みてゐるが、以後主として旧藩士による数多の試みがなされる。慶應年中の広瀬自懲によるエレキトル器械の試験、明治三年の小田井一成による模擬ボムランスの試験、明治六年から七年にかけての藤川三溪設立の開洋社によるアメリカ式捕鯨操業、明治十九年の高橋元義による模擬ボムランスの試用など相次ぐ試みがなされるが、いずれも失敗に終つた。ただ小田井一成の試験の際には銛の形に改良が加えられたもののようであり、開洋社による操業は漁期を誤つてはいたが、米人砲手二名を雇入られ、外国製のボムランス (bomb-lance、銛に破裂弾を附着させたもの) を用いて、西洋型ボート、いわゆるバッティラを用いるという外国技術を導入した点に大きい意味を見出す事ができる。

房州におけるアメリカ式捕鯨が、このような散發的な試験の状態から

脱したのは、明治十四年に農商務省に水産課が置かれ、明治二十年に農商務省水産局の水産技手関沢明清が「ビールセス」発着銛（ボムランスの一種）の試験を行つた事を契機としている。これによりボムランスは大島近海で実用に供しうとの結論に達し、翌二十一年には大倉喜八郎・渋沢栄一等財界人を発起人とした日本水産会社（資本金一千万円）が館山に設立された。この会社は外国製製油機等の近代的な設備を有していたが、技術の未熟および天候、良港に恵まれず、二十四年に解散した。後、関沢明清がこれを継ぎ、様々な器械の改良、製造法の工夫を試み、二十七年には、金華山沖に抹香鯨を追い二頭を捕獲し、はじめて洋上抹香漁に成功した。次いで二十九年、帆船豊津丸による遠洋捕鯨を計画したが、三十一年病没して、実行に移す事はできなかつた。関沢明清はアメリカ式銃殺法を房州に移植した功労者であるが、同時に早くもノルウェー式捕鯨法を採用すべきを悟り、アメリカ式とノルウェー式の折衷を試みていた。

明治四十年には、関沢明清の後を継いで設立されていた房総遠洋漁業株式会社が増資を行い、改組して東海漁業株式会社となり、ノルウェーで建造された汽船天富丸および捕鯨砲六門によるノルウェー式汽船捕鯨を開始する。しかし四十二年には濫立したこの種の会社の合同問題が起り、天富丸は新たに誕生した東洋捕鯨株式会社に買収された。こゝに房州捕鯨業は、四十二年發布の鯨漁取締規則の枠外の捕鯨業として、趙鯨およびミンク鯨を捕獲対象としたポート捕鯨となり、その命脈を保つに過ぎない情態となつた。

房州捕鯨業は、突取法→網取法→ノルウェー式汽船捕鯨という一般コースをたどらずに、突取法→アメリカ式銃殺捕鯨→ノルウェー式汽船捕鯨という独自の発展と衰微の歴史を歩んだのである。